

## 令和6年度あわらし職員採用候補者 後期試験

**申込方法** 総務課備え付けの申込書に必要事項を記入し、提出してください。 ■ **問合せ** 総務課 人事G ☎73-8002  
 ※実施要綱は総務課にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

**1次試験** **とき** 10月20日(日)【事務A・B】9時～14時30分 **2次試験** **とき** 11月中旬(予定)  
 【事務A・B以外】9時～12時 **ところ** あわらし市役所

**受付期間** 8月19日(月)～9月26日(木) 8時30分～17時15分 ※土日・祝日を除く。 ▲ホームページ

**内容** 実施要綱をご確認ください。

**福井県電子申請サービス**  
 電子申請システム「ふくe-ねっと」を利用して、インターネットでの受験申し込みができます。

区分	採用予定	受験資格		
		必要な免許・資格	年齢要件	
事務A (大学卒)	若干名	なし	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人(平成15年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、または令和7年3月31日までに卒業見込みの人を含む。)	
事務B (高卒・短大卒)	若干名	なし	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人	
事務C (社会人)	若干名	民間企業などでの職務経験が直近6年中4年以上ある人。 ※詳しくは、実施要綱をご確認ください。	昭和44年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人	
土木	若干名	土木関係の専門課程を卒業した人(令和7年3月31日までに卒業見込みの人を含む。)もしくは1級土木施工管理技士、測量士または技術士(建設部門、農業部門(農業土木))の資格を有し、土木関係の設計、測量、施工管理等の実務経験を3年以上有する人、または令和7年3月31日で3年に達する見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人	
資格専門職	社会福祉士	若干名	社会福祉士資格を有する人(令和7年3月31日までに資格を取得する見込みの人を含む。)	平成元年4月2日以降に生まれた人
	司書	若干名	司書資格を有する人(令和7年3月31日までに資格を取得する見込みの人を含む。)	平成元年4月2日以降に生まれた人
	調理員	若干名	調理師免許を有する人(令和7年3月31日までに免許を取得する見込みの人を含む。)	昭和44年4月2日以降に生まれた人

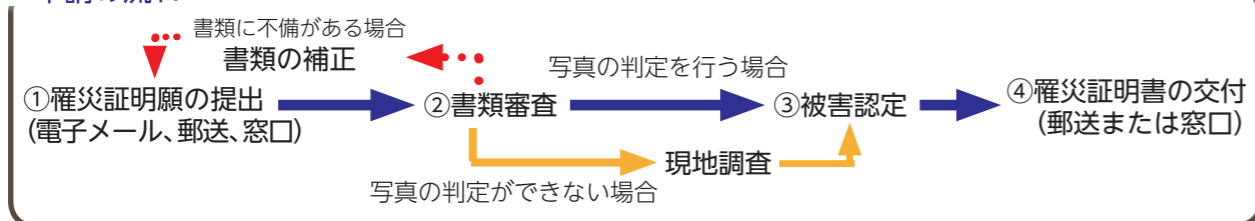
## 令和6年能登半島地震における 罹災証明書の申請について

申請期限  
9月30日  
(月)

令和6年能登半島地震により、家屋などに被害が生じ、国・県・市の支援を受けるためには罹災証明書が必要です。地震発生から時間が経過し、その間に大雨や台風が発生した場合、地震による被害かを正しく判断することができず、証明書を交付できないことがあります。

なお、現地調査が必要な場合には、証明書の交付までおよそ4週間程度かかりますので、早めの申請をお願いします。

### <申請の流れ>



### ■ 申請に必要な書類

罹災証明願※、被害箇所が分かる写真(データによる提出可)、被害場所の位置図  
 ※市のホームページでダウンロードできるほか、総務課防災安全対策室でも配布しています。

### ■ 申請方法

電子メール、郵送、窓口持参

### ■ 申請期限

原則、9月30日(月)まで

### ■ その他

・住家の被害の程度は、国の基準に基づいて認定します。  
 ・罹災証明書に関する詳しい内容については、市のホームページトップ画面の緊急情報もしくは、二次元コードからアクセスし、ご確認ください。

### ■ 問合せ

総務課 防災安全対策室 ☎73-8040  
 ✉soumu@city.awara.lg.jp



▲罹災証明書の詳細はこちら

## 子育て支援拡充のお知らせ

あわらし市では、9月から順次子育て支援の拡充を行います。

問合せ 子育て支援課 ☎73-8021

### 児童手当

- ・支給期間を18歳の年度末まで延長。
  - ・所得制限の撤廃。
  - ・支給対象となる児童の第1子、第2子などとカウントする期間を22歳の年度末まで延長。
  - ・第3子以降の手当額を15,000円から30,000円に増額。
  - ・支給回数を年3回から偶数月ごとの年6回に増加。
- 実施期間：10月1日～  
 ※対象となるのは10月分の手当からで、実際の支給は12月となる予定です。  
 ※手続きが必要な人には後日案内を送付しますので、お手続きをお願いします。



▲ホームページ

### こども園料無償化

0歳～2歳児の第2子に係るこども園料について、所得制限を撤廃し、無償化を拡充します。

○実施期間：9月1日～



▲ホームページ

### 児童扶養手当

- ・第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ(第2子と同額になります)。
  - ・全部支給および一部支給に係る所得制限限度額の引き上げ。
  - ・扶養親族等の範囲の見直し。
- 実施期間：11月1日～  
 ※対象となるのは11月分の手当からで実際の支給は令和7年1月となる予定です。  
 ※令和6年度の現況届の審査結果に改正内容が反映されますので、現況届の提出も併せてお願いします。



▲ホームページ

### 在宅育児応援手当

在宅育児応援手当(月額1万円)の所得制限を撤廃し、対象世帯を拡充します。以下の内容にすべて該当する人が対象です。

- 市に住民登録がある。
- 第2子以降で生後8週間～2歳児。
- こども園を利用せず、在宅で育児をしている。
- 職場復帰を前提とした「育児休業給付金」を受給していない。

○実施期間：9月1日～



▲ホームページ

### ひとり親家庭への「案内」 児童扶養手当の現況届

ひとり親家庭には、生活の安定と自立の促進、児童の福祉増進を図るため、児童扶養手当を支給しています。手当を受給するには、支給要件や所得制限があります。

児童扶養手当の認定を受けている人は、毎年「現況届」を提出する必要があります。対象者には案内書を送付していますので、必ず提出してください。提出が無い場合は、引き続き手当を受け取ることができなくなります。

また、児童扶養手当の認定を受けていない人で、所得や世帯状況に変更があったときは手当の対象となる場合がありますので、「ご相談ください」。詳しくは市のホームページをご覧ください。

提出期限 8月30日(金)

問合せ 子育て支援課 ☎73-80021



▲ホームページ